

奈良県告示第百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、四条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年七月十四日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松井 光男	橿原市四条町二〇二
〃	卜部 浩則	奈良市朱雀三一五―一―四―一〇一
〃	中山 健志	大阪市阿倍野区松崎町二―三―八〇四
〃	浅田 昭史	橿原市四条町五〇七・五〇八
〃	辰巳 博康	〃 六六二―三
〃	高木 慶治	〃 七一三
監事	高木 寛	〃 四九〇―一
〃	高木 俊治	〃 五一五
〃	松本 全広	〃 六七一―七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	東内 茂雄	橿原市四条町六八四
〃	高木 寛	〃 四九〇―一
〃	前川 兼三	〃 五〇七
〃	辰巳 勝美	〃 二〇七―二
〃	豊田 剛司	〃 七〇五―三
監事	高木 俊治	〃 五一五
〃	邊方 幸夫	〃 七八八―一
〃	池田 一弘	〃 一九二